

令和 7 年度

本庁舎広告付き案内地図設置事業者募集要項

令和 7 年 1 月

宝塚市 総務部 管財課

本庁舎広告付き案内地図設置事業者

募集要項

目 次	ページ
1 施設の概要-----	3
2 事業目的及び事業内容等-----	3
3 応募資格-----	3
4 広告付案内地図の設置について-----	4
5 応募申込及び価格提案書の提出-----	5
6 仕様書等に対する質問及び回答-----	7
7 事業者の選定について-----	7
8 事業者の選定結果について-----	7
9 使用許可申請等の手続き-----	7
10 事業者の決定の取消し-----	8
11 スケジュールについて-----	8
12 問い合わせ先-----	8

資 料

- ・ 設置場所予定図-----別紙 1
- ・ 本庁舎広告付き案内地図設置許可条件-----別紙 2
- ・ 宝塚市広告掲載要綱-----別紙 3
- ・ 申込書-----別紙 4
- ・ 価格提案書-----別紙 5
- ・ 誓約書-----別紙 6
- ・ 類似業務の実績調書-----別紙 7
- ・ 企画提案書-----別紙 8
- ・ 質問書-----別紙 9
- ・ 行政財産使用許可申請書-----別紙 10

本庁舎広告付き案内地図設置事業者募集要項

宝塚市総務部管財課が行う本庁舎広告付き案内地図設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に応募される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

1 施設の概要

(1) 名称

宝塚市役所本庁舎

(2) 住所

宝塚市東洋町1番1号

(3) 開庁時間

月曜日～金曜日 午前9時00分～午後5時30分

ただし、土曜日・日曜日・祝日および年末年始（12月29日～1月3日）は閉庁。

(4) 設置場所となる出入口を利用される来庁者数

約400人／日（推定）

2 事業目的及び設置場所等

(1) 事業目的及び事業内容

本事業は、市内の地図上に公共施設等の案内を表示することで来庁者の利便性の向上や関心を高めるとともに、設置にかかる行政財産使用料を徴収することで市の財源を確保することを目的として実施します。

事業者は、宝塚市市内地図を作成・設置し、その地図上に所在する民間企業等の広告を掲載することができます。

※ 事業者は、事業の実施に伴い、行政財産使用料を市に納付していただきます。

(2) 設置場所及び設置台数

宝塚市役所本庁舎 1階 健康福祉部横通路 1台

設置スペース（横2,700mm×奥行き160mm程度）

※ 設置場所は、設置場所予定図（別紙1）に記載のとおりです。

※ 設置スペースは、本体底面の設置箇所の寸法です。

3 応募資格

本業務に関する十分な履行能力を判断するため、応募者は以下の事項をすべて満たしていることを要件とする。

(1) 法人格を有している者であること。

(2) 受付期間の最終日において宝塚市指名停止基準に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当していないこと。

- (4) 宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第6号）第2条第3号の規定に定める暴力団密接関係者に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続き開始の申し立てをしている者、または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てをしているものでないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく再生手続き開始の申し立てをしている者でないこと。
- (7) 政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと。
- (8) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。

4 広告付案内地図の設置について

(1) 使用許可の期間

使用許可の期間は令和7年（2025年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日までの期間とします。

ただし、許可物件を公用、公共の用に供するために市が必要とするときは、使用許可を取り消す場合があります。

(2) 費用負担等

ア 行政財産使用料

本市の設定する最低使用料年額以上で、かつ、設置事業者として決定した者が提案した価格を行政財産使用料（年額）とします。

行政財産使用料は、年度ごとに本市が指定する納付書により、本市の指定する期限までに当該年度分を納付するものとします。（使用許可期間が1年に満たない部分については、1年を360日（1カ月30日）として計算し、1カ月に満たない部分については、その日数をもって日割り計算とします。）

なお、故障等で時間が少なくなった場合であっても、設置事業者が提案した行政財産使用料は減額しないものとします。また、宝塚市行政財産使用料条例（昭和39年条例第40号）第3条の規定により、使用者の責めに帰すべき事由による行政財産使用料の返還はいたしません。

イ 電気料金

設置事業者で設置した子メーター指示値により計測した使用量に電気料金単価（税込）を乗じて積算した額とします。運転に必要な電源は市側で設置しているものを使用すること。

ウ 設置費 電気工事、子メーター設置等に係る費用

エ 原状回復費用 設置期間終了後、原状回復にかかる費用

オ その他 運用にかかる全ての費用

(3) 仕様

ア 広告付き案内地図本体の仕様について

(ア) 設置スペースに収まり、高さは、2,500mm程度以下で作成すること。

(イ) 調光器により明るさの調整が可能なLED内照式とすること。タイマー設定により自動で点灯及び消灯できるものとし、点灯時間は管財課と協議すること。

(ウ) 本体が転倒するなどして来庁者に危険が及ばないように入念な転倒防止対策を施

すこと。また、壁際に設置すること。

(エ) 電力使用量計測用の子メーターを設置すること。

(オ) 音声を使用した案内等はしないこと。

(カ) 1年に1度は周辺地図全体を貼り替えることとし、地図上の広告主表示や広告枠の掲載については、事前に見本を市へ提出し、承認を得ること。

イ 地図枠の仕様について

(ア) 地図は「宝塚市全域図」とすること。

(イ) 国土地理院の地図をベースに作成すること。

(ウ) 公共施設・災害時の避難場所等、市が指定する地点をわかりやすく表示すること。

(エ) 色覚^が障害者に配慮した配色等でデザインすること。

(オ) 地図上に所在する広告主の表示を行うこと。

ウ 広告枠の仕様について

(ア) 地図上に所在する広告主の広告を表示すること。(写真・名称・電話番号等)

(イ) 広告を表示する場合は上の地点の広告主と広告枠の広告が見つけやすくなるよう番号等で一致させておくこと。

(ウ) 本体内に収まる大きさと作成し、一枠が極端に大きくならないようにすること。

エ 庁舎案内図枠の仕様について

市が作成した原案に基づいて庁舎案内図を表示すること。

オ 使用上の制限

事業実施の際には、本庁舎広告付き案内地図設置許可条件(別紙2)を遵守すること。

(4) 使用許可の取消等

ア 許可条件に違反したとき又は本市において設置場所を公用若しくは公共用に供する必要が生じたときは、許可期間中であってもこの許可を取り消すことができる。

取り消した場合の撤去は、市が指定する期間内で撤去を行うこと。

イ 許可期間が満了した場合、又は許可を取り消した場合において、許可期間中に許可物件に投じた有益費等又は許可が取り消されたことにより生じた損害があっても、その補償は一切行わない。

ウ 宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例第8条に該当するときは、この許可を取り消すものとする。

(5) 住所、氏名等の変更の届出

次に該当するときは、設置事業者は速やかにその旨を届け出ること。

ア 住所若しくは所在地又は氏名若しくは名称を変更したとき。

イ 許可に関する権利を相続により承継したとき。

ウ 解散、合併等の変動があったとき。

なお、申出は、解散する設置事業者、又は合併後の事業者がすることとする。

5 応募申込及び価格提案書の提出

(1) 申込受付期間

令和7年1月21日（火）～令和7年2月12日（水）

午前9時～午後5時30分まで（ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く）

（2）申込受付場所

〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号
宝塚市役所 総務部 管財課（4階）

（3）申込に必要な書類

- ア 申込書（別紙4）
- イ 価格提案書（別紙5）※年額使用料（税込）を記入すること。
- ウ 誓約書（別紙6）
- エ 類似業務の実績調書（別紙7）
- オ 印鑑登録証明書（法人の代表者印鑑証明書）の原本
- カ 商業登記の履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書の写し
- キ 「法人税」及び「消費税・地方消費税」の直近1年間の納税証明書の写し
（未納の税額がない証明用でも可）
- ク 「法人市民税」及び「固定資産税」の直近1年間の納税証明書の写し
（未納の税額がない証明用でも可）

※ オ～クに関しては、発行後3カ月以内のもの。

ケ会社概要（会社案内のパンフレット等）

コ直近3期分の損益計算書、貸借対照表

サ企画提案書（別紙8）

様式に収まらない場合は、別紙（様式不問）を作成してください。

※ア～コは1部、サは6部

（4）申込の手続き

受付期間内に、「価格提案書在中」と記入した任意の様式の封筒に必要書類を封入の上、持込又は郵送してください。郵送の場合は申込受付期間内必着となりますので、日程に余裕を持って郵送してください。（電話・FAX及びメール等による受付は行いません。）

（5）応募資格の確認について

提出した書類を受理し、内容を審査します。参加要件を満たさないと判断した場合、その旨を通知いたします。なお、ご提出いただいた書類は返却いたしません。

（6）価格提案書の無効

次のいずれかに該当する価格提案は、無効とします。

- ア 最低使用料年額（税込）を下回る価格によるもの。
- イ 応募資格がない者が価格提案したもの。
- ウ 指定の日時までに提出しなかったもの。
- エ 代表者の記名押印がないもの。
- オ 本市が交付した価格提案書を用いなくて提案したもの。
- カ 価格又は代表者の氏名その他主要部分が判別できないもの。
- キ 価格の訂正、削除又は挿入等によるもの。
- ク 価格提案に関し不正な行為を行った者が提案したもの。
- ケ その他、価格提案に関する条件で違反したもの。

6 仕様書等に対する質問及び回答

- (1) 募集内容に関し質問がある場合は、令和7年1月28日(火)までにメールにより管財課へ、質問書(別紙9)を提出してください。質問事項がない場合は、提出不要です。

Eメールアドレス：m-takarazuka0017@city.takarazuka.lg.jp

宝塚市役所 総務部 管財課 宛

- (2) 質問に対する回答

回答については、宝塚市のホームページに公表します。

回答日：令和7年1月30日(木)

7 事業者の選定について

宝塚市庁舎広告付き案内表示物設置事業者選定委員会(以下、委員会とする。)に出席頂き、提出された書類等に基づき、業務実績・仕様・その他企画提案書の内容を総合的に評価し、1者を選定します。提出された企画提案書に対し、質問事項に回答していただく場合があります。

委員会は、令和7年2月20日(木)AMを予定しておりますのでご出席ください。詳細な時間等については、申込書に記載された連絡先にお知らせします。

液晶モニターを利用する場合は、液晶モニター(50インチ程度)は市で用意しますが、それに使用するパソコン類は各自持参してください。(HDMIケーブルでパソコン類と液晶モニターを接続するので、HDMIケーブル及びHDMIケーブルが接続可能なパソコン等を持参してください。)

なお、市が準備した機器に不具合が生じても市は責任を負わないものとします。

8 設置事業者の選定結果について

設置事業者に決定した者へは、選定結果を別途お知らせするとともに、本市ホームページで法人名及び提案した行政財産使用料(年額)を公表します。ただし、選定内容については公表しません。

9 使用許可申請等の手続き

設置事業者となった場合は、管財課に確認のうえ、行政財産使用許可申請書(別紙10)を令和7年3月14日(金)までに提出してください。

使用許可については、原則として申込書に記載された名義で行います。

10 事業者の決定の取消し

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きを申請しなかった場合

- (2) 設置事業者が設置条件や応募資格を満たしていないことが判明した場合、又は失った場合

11 スケジュールについて

質問の受付	令和7年1月28日(火)まで
質問の回答	令和7年1月30日(木)
申込の受付	令和7年2月12日(水)まで
設置事業者選定委員会	令和7年2月20日(木)
設置事業者決定	令和7年2月26日(水)頃
行政財産使用許可申請書の提出	令和7年3月14日(金)まで
行政財産使用許可	令和7年3月28日(金)頃
使用開始	令和7年4月1日(火)から

12 問い合わせ先

〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号

宝塚市役所 総務部 管財課

電話：0797-77-2031（直通）

Eメールアドレス：m-takarazuka0017@city.takarazuka.lg.jp

設置場所予定図

別紙 I

1Fフロア案内

4F 401 企画部 402 総務部 403 経理部 404 営業部 405 人事部 406 管理部 407 庶務部 408 倉庫 409 自転車置き場 410 自転車置き場 411 自転車置き場 412 自転車置き場 413 自転車置き場 414 自転車置き場 415 自転車置き場 416 自転車置き場 417 自転車置き場 418 自転車置き場 419 自転車置き場 420 自転車置き場	3F 301 企画部 302 総務部 303 経理部 304 営業部 305 人事部 306 管理部 307 庶務部 308 倉庫 309 自転車置き場 310 自転車置き場 311 自転車置き場 312 自転車置き場 313 自転車置き場 314 自転車置き場 315 自転車置き場 316 自転車置き場 317 自転車置き場 318 自転車置き場 319 自転車置き場 320 自転車置き場	2F 201 企画部 202 総務部 203 経理部 204 営業部 205 人事部 206 管理部 207 庶務部 208 倉庫 209 自転車置き場 210 自転車置き場 211 自転車置き場 212 自転車置き場 213 自転車置き場 214 自転車置き場 215 自転車置き場 216 自転車置き場 217 自転車置き場 218 自転車置き場 219 自転車置き場 220 自転車置き場	1F 101 企画部 102 総務部 103 経理部 104 営業部 105 人事部 106 管理部 107 庶務部 108 倉庫 109 自転車置き場 110 自転車置き場 111 自転車置き場 112 自転車置き場 113 自転車置き場 114 自転車置き場 115 自転車置き場 116 自転車置き場 117 自転車置き場 118 自転車置き場 119 自転車置き場 120 自転車置き場
--	--	--	--



本庁舎広告付き案内地図設置許可条件

(目的)

第1条 本許可条件は、宝塚市役所（以下、甲とする）において、設置事業者（以下、乙とする）が民間企業等の広告付き案内地図を設置することについての取扱いについて定めるものとする。

(事業計画の策定及び協議)

第2条 乙は、広告付き案内地図の仕様、施工管理方法等、広告付き案内地図運営及び広告に関する事項についてあらかじめ甲と協議し、これらに必要な資料等を甲に提出しなければならない。

(広告主及び広告内容の審査)

第3条 乙は、広告付き案内地図により広告する広告主の選定及び広告の内容について、宝塚市広告掲載要綱（別紙3）を遵守するとともに、事前に甲の審査を受けその承認を得なければならない。

2 乙は、前項の審査を受けるため、広告に係るデータ等必要な資料を甲の指定する日までに、甲の指定する方法で提出しなければならない。

3 乙は、広告主及び広告内容について市役所の公共性、美観及び市役所利用者への影響に配慮しなければならない。

(広告内容の遵守事項)

第4条 乙は、広告の内容について、次に定める事項を遵守する。

- (1) 広告の内容に関する一切の責任は乙が負うものとし、甲は一切の責任及び負担を負わないものとする。
- (2) 広告の内容が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容に係る財産権のすべてにつき合理的な権利処理が完了していることについて保証する。
- (3) 甲に対して第三者から広告活動に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、乙の責任及び負担において解決するものとし、甲は責任及び負担を負わないものとする。

(維持管理責任)

第5条 乙は、広告の内容について、次に定める事項を遵守する。

- (1) 広告付き案内地図を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置しなければならない。
- (2) 破損・汚損や公共施設等の変更及び広告主の変更・移転等についてのメンテナンスを行わなければならない。
- (3) 広告付き案内地図の故障及び広告内容への問い合わせ並びに苦情に備え、広告付き案内地図に故障時等の連絡先を明記するとともに、事業者の責任において対応しなければならない。
- (4) 広告付き案内地図を原因とした事故等に対し、庁舎の利用者等から損害賠償の請求がなされたときには、事業者の責任及び負担において解決するものとし、甲は責任及

び負担を負わない。

(5) 「広告に関する一切の責任は広告掲載者に帰属します。また、宝塚市が推奨するものではありません。」等の表示を行わなければならない。

(報酬等の受領)

第6条 乙は、広告付き案内地図の設置にあたり、広告主との間で広告に関する契約を締結し、報酬等を受領できることとする。

(広告付き案内地図の設置等)

第7条 広告付き案内地図の製作及び設置に係る作業は、乙が自己の負担により調整し、及び実施するものとする。但し、庁舎内のレイアウト変更等のやむを得ない事由により、広告付き案内地図を移設する場合には、甲乙協議して移設場所を決定するものとする。

(設置の委託)

第8条 乙は、乙の責任において、広告付き案内地図の設置業務を第三者に委託することができる。ただし、事前に甲に申請を行うこととする。

(設置にあたっての留意事項等)

第9条 乙は、広告付き案内地図の設置にあたっては、市役所の維持管理及び災害時の避難誘導に支障とならない構造とするよう配慮しなければならない。

2 乙は、広告付き案内地図の落下、破損等により、市役所利用者等に危険を生じさせることのないようにしなければならない。

3 甲は、乙に対して、第1項及び前項に規定する留意事項についての助言及び指導を行うことができ、乙はその助言及び指導に従わなければならない。なお、当該助言及び指導に従うことによって生じる経費は、乙が負担する。

4 乙は、広告付き案内地図の設置に関する作業は、甲が指定する日時に行わなければならない。

5 乙は、広告の内容に関する事項については、あらかじめ甲と協議の上、当該事項を記載した事業計画書を提出し、承認を受けること。

(広告内容の修正)

第10条 甲は、広告の内容が宝塚市広告掲載要綱に違反しているとき及び市役所での広告としてふさわしくないと甲が合理的な理由により判断したときは、乙に対して広告の内容の修正を求めることができ、乙はこれに従わなければならない。

2 前項の広告の内容の修正に係る費用は、乙が負担する。

(広告内容の変更)

第11条 乙は、自己の都合により広告の内容を変更するときは、事前に甲と協議をし、その審査及び承認を得なければならない。

(広告付き案内地図の破損の対応)

第12条 乙は、広告付き案内地図が毀損、汚損等したときは、速やかに復旧等の最適な措置を取らなければならない。

2 甲は、広告付き案内地図の毀損、汚損等を発見したときは、速やかに乙に通報するものとする。

3 第1項に規定する措置に係る経費は、乙が負担する。

(広告付き案内地図の一時撤去又は広告の一時削除)

第13条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その問題が解消されるまでの間、

広告付き案内地図を一時撤去し、又は広告を一時削除するよう乙に指示することができ、乙はこの指示に従わなくてはならない。

- (1) 甲の指定する期日までに使用料等の納付がないとき。
- (2) 乙が法令又は本条件の内容に違反したとき。
- (3) 広告主又は広告内容が宝塚市広告掲載要綱に違反したとき。
- (4) 第10条第1項規定による広告内容の修正を乙が行わないとき。
- (5) 広告付き案内地図の設置及び広告を継続することが社会通念上著しく不適切であると認められる相当かつ合理的な理由があると甲が判断したとき。

2 前項に規定する一時撤去又は一時削除の理由となった問題が解消されたと甲が認めるときは、乙は広告付き案内地図の設置又は広告を再開することができる。

3 第1項の一時撤去又は一時削除並びに前項の再開に係る費用は、乙が負担する。

4 第1項の規定による指示があつたにも関わらず、相当期間内に乙が一時撤去又は一時削除を行わないときは、甲は乙の承諾を得ることなく広告付き案内地図を自ら一時撤去し、又は一時削除することができ、これに要した費用は乙が負担するとともに、甲は一時撤去又は一時削除によって生じた乙の損害の賠償を行わない。

5 本条の規定による一時撤去又は一時削除が行われた場合において、甲は納付済の広告料等を乙に返還しない。

(撤去)

第14条 乙は、設置に係る許可期間が満了したときは、遅滞なく自己の負担により広告付き案内地図を撤去しなければならない。

(滅失・損傷の責任)

第15条 乙は、許可物件を滅失又は損傷したときは、直ちにその旨を申し出て、速やかに原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(自己都合による撤去)

第16条 乙は、自己都合により撤去しようとする場合は、撤去しようとする日の3カ月前までに書面により通知すること。この場合、納入済の使用料は返還しない。

(使用状況の立入調査)

第17条 乙は許可物件の管理上必要があるときは、許可物件の使用状況の調査に協力すること。

(広告主への補償等)

第18条 乙は、第14条の規定による一時撤去が行われた場合において、広告主に対して損害の補償及び報酬等の返還を行う必要が生じたときは、自己の責任と負担において解決するものとする。

(原状回復)

第19条 乙は、許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復を行うこと。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を本市に請求はできないものとする。

(第三者の損害の賠償等)

第20条 乙の責に帰すべき事由により第三者に生じた損害の賠償に関しては、乙が自らの責任と負担をもって解決する。

(著作権等)

第21条 乙は、広告付き案内地図の製作及び設置に際して、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

2 甲が、本許可に基づき設置した広告付き案内地図及び広告が掲載されている写真又は画像データを市役所や事業の紹介等の行政目的のために甲が作成し、又は関与する印刷物、ホームページ等に掲載する場合は、乙はその掲載を許諾するとともに、広告主からの許諾も得るように努めなくてはならない。ただし、広告主又は第三者の権利を侵害し、又はその恐れがある場合はこの限りではない。

(疑義の解釈等)

第22条 本許可条件の定めに疑義が生じたとき、また本許可条項に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

宝塚市広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 広報印刷物、ホームページ等の市の資産（病院事業、又は上下水道事業の用に供するものを除く。）で、広告を掲載し、又は掲出することが可能なものをいう。
- (2) 広告掲載 広告媒体に広告を掲載し、又は掲出することをいう。

(広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当すると認められる広告は、広告掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 人権侵害となるもの
- (4) 政治又は宗教に関する主張、勧誘、批判等を行うもの
- (5) 良好な景観又は風致を害するもの
- (6) 他者を誹謗し、又は中傷するもの
- (7) 虚偽又は誇大な表現で市民の的確な判断を誤らせるもの
- (8) 市が推奨しているかのような誤解を与えるもの
- (9) 公衆に不快の念又は危害を与えるもの
- (10) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (11) 消費者保護の観点から適切でないもの
- (12) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載することが適当でないもの

(広告媒体の選定)

第4条 広告掲載する広告媒体は、広告媒体を管理する部の部長（以下「所管部長」という。）が定める。

(広告掲載の規格等)

第5条 広告の規格、掲載位置等は、広告媒体ごとに、所管部長が定める。

(広告の募集方法等)

第6条 広告の募集方法、広告料及び選定方法は、広告媒体ごとに、その性質に応じて所管部長が定める。

(審査機関)

第7条 広告掲載の可否について審査するため、宝塚市広告審査会（以下「審査会」とい

う。)を設置する。

- 2 審査会は、企画政策課長、広報課長、総務部次長（経営改革担当）、総務部課長（経営改革推進担当）、管財課長、人権平和・男女共同参画課長、都市計画課長、消費生活センター所長、観光にぎわい課長及び青少年センター所長をもって組織する。
- 3 会長は、総務部次長（経営改革担当）をもって充てる。
- 4 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 5 会長は、広告掲載の可否について疑義が生じた場合において、必要に応じて審査会を招集する。
- 6 会長は、議事に関して必要と認めるときは関係者の出席を求め、その意見を述べさせることができる。
- 7 審査会の庶務は、業務改革推進課が行う。

（委任）

第8条 この要綱の実施に関し必要な事項は、経営改革担当部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

申 込 書

宝塚市長 あて

本庁舎広告付き案内地図設置事業者募集要項記載内容を遵守の上、次のとおり申し込み
ます。

なお、市ホームページに法人名及び提案した行政財産使用料を掲載することに同意しま
す。

(〒 -)

申込者 所在地
 法人名等

代表者氏名

印

(担当責任者)

所 属
職・氏名
電話
E-mail

F A X

Ⅰ．応募物件

設置施設
設 置 場 所

宝塚市役所本庁舎
Ⅰ階 健康福祉部横通路

価 格 提 案 書

令和 年 月 日

宝塚市長あて

法人名

所在地 _____

代表者

氏 名 _____ 印

本庁舎広告付き案内地図設置事業者募集要項の内容を承知の上、価格提案します。

価 格

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

円

- 注 1 金額はアラビア数字 1、2、3・・・とし、数字の頭に¥マークを入れること。
2 黒又は青のボールペンを使用すること。
3 代表者の印鑑は、申込書に押印した印鑑を使用すること。
4 価格は 1 年間の行政財産使用料（税込）を金額で記入すること。

誓 約 書

本庁舎広告付き案内地図設置事業者の募集に参加するにあたり、下記の事項を誓約します。

- 1 本庁舎広告付き案内地図設置事業者募集要項の内容をすべて承知しています。
- 2 本庁舎広告付き案内地図設置事業者募集要項における申込資格の内容をすべて満たしています。

令和 年 月 日

宝塚市長 あて

住所（所在地）

〒

氏名（法人名及び代表者名）

⑩

類似業務の実績調書

(法人名)

平成 3 1 年度から令和 5 年度までの間における主な類似契約の実績を記入してください。

主 な 類 似 業 務 の 実 績	発注者	契約名（上段）及び契約内容（下段）	契約金額 （円）	契約年 度
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	

- 1 類似業務とは、自治体や公共的団体の施設内に広告付き案内表示物を設置した業務を指します。
- 2 実績が多数ある場合には、総数 5 枚までで記入してください。
- 3 本業務と広告媒体・数量などが似通った事例を記入してください。特に自治体発注業務は、優先して記入ください。
- 4 内容が把握できる参考資料があれば、添付してください。

企 画 提 案 書

I 事 業 者	法人名		
	所在地		
	主として営む事業		
	本市の業者登録名簿への登録	登録の有無 ☐ 有 ☐ 無	登録種目
2 企画概要		※内容が把握できるものであれば、別の資料の提出によっても構いません。	
3 広告主の募集	広告主見込数	想定される左記の広告主の業種	広告主の募集方法等
	社		
4 事業者の広告掲載方針		※記載に代えて明文化されたものの提出によっても構いません。	
5 設置までの作業スケジュール		※記載に代えて作業スケジュール表の提出によっても構いません。	
6 問い合わせ等への対応体制		※内容が把握できるものであれば、別の資料の提出によっても構いません。	

1 事業者について

- (1) 「法人名」及び「所在地」については、申込書の記載内容と整合を図ってください。
- (2) 「主として営む事業」へは、単に「〇〇業」とのみ記入するのではなく、具体的に記入してください。
- (3) 「本市の登録業者名簿への登録」の「登録の有無」へは、該当する方の□へチェックするとともに、登録種目を記入してください。

2 企画概要について

企画概要について、少なくとも以下の項目を盛り込んでください。

- (1) 広告付き案内地図の仕様書及びデザイン等の図面・写真等
- (2) 広告付き案内地図の設置位置及び設置した場合の完成予想図
- (3) 地図枠と広告枠の構成比
- (4) 広告及び地図に係る情報の更新方法
- (5) 本体の転倒防止対策の詳細について
- (6) メンテナンス、破損時の対応、事故保険など、保守管理に関する内容

3 広告主の募集について

- (1) 「広告主見込数」へは、今回の提案において確保できると考えられる広告主見込数を記入してください。
 - (2) 「想定される左記の広告主の業種」は、「〇〇業」などの記入で十分であり、具体的な企業名までは必要ありません。
 - (3) 「広告主の募集方法等」へは、広告主の具体的な募集方法を提案してください。記入に当たっては(1)の「広告主見込数」が確実に確保できると判断されるような内容となるよう留意してください。
- ※ 上記はいずれも現段階での見込みであり、業務遂行に当たっての条件とすることは考えていませんが、「類似業務の実績」等を踏まえ、実現可能と考えられる範囲で提案してください。

4 事業者の広告掲載方針について

広告主募集に当たり、事業者において準拠する広告掲載方針（募集・掲載を規制する業種・事業者、募集・掲載を規制する広告内容などの定め）がある場合には、その内容について記入してください（明文化している場合には別紙でも可）。

5 設置までの作業スケジュールについて

広告主募集、広告内容審査、広告付き案内地図の設置等の作業が必要となる場合は、その作業スケジュールについて記入してください。（作業スケジュール表の提出でも可）

6 問い合わせ等への対応体制について

期間中に第三者から内容等に係る問い合わせや苦情があった場合の体制等について記入してください（記載欄の内容が把握できるものであれば別紙でも可）。

質問書

令和 年 月 日

宝 塚 市 長 あて

法人名
担当者
連絡先

次のとおり質問します。

	質問内容
1	
2	
3	

※ 1 質問書は、メールにより管財課へ提出してください。

メールアドレス m-takarazuka0017@city.takarazuka.lg.jp

※ 2 質問に対する回答（質問回答書）は、市のホームページにてお知らせします。

行政財産使用許可申請書

令和 年 月 日

宝塚市長 あて

申請者

住所

法人名及び

代表者氏名

印

次のとおり行政財産を使用したいので、許可して下さるよう申請します。

使用物件

名称

所在

数量

使用目的

本庁舎広告付き案内地図設置のため

使用期間

令和7年(2025年) 4月 1日から

令和8年(2026年) 3月31日まで

使用料

円

使用責任者

住所

氏名